

美しい地域づくりのために

9月10日は「屋外広告の日」です

立看板や張り紙、広告塔などの屋外の広告物には、設置や維持管理をするためのルールがあります。

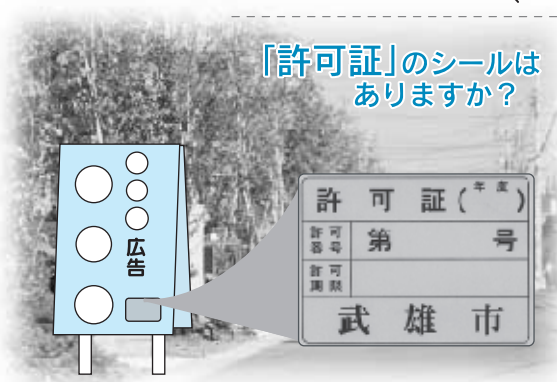
市内で屋外広告物を出すときには、原則として武雄市長の許可が必要です。屋外広告物は、佐賀県屋外広告物条例で大きさや設置の基準等が定められています。

美しい地域づくりのために、ルールを守って屋外広告物を掲出しましょう。

9月10日は、「屋外広告の日」の事業として、違法な張り紙や立看板など、簡易広告物の除去活動を行い、

違法な広告塔などを設置している設置者に対し是正指導を行います。

「許可証」のシールはありますか？



道路沿いに掲出している屋外広告物（自家用広告物※を除く）に「許可証」のシールがはられていないものは違法看板です。なお知らせください。
※自己の事業を行う敷地内に設置しているもの。

～景観を守るために～ 違反広告物 撤去活動推進団体を募集

良好な広告景観を目指す市民ボランティア団体（路上違反屋外広告物撤去活動推進団体）を募集しています。活動は、違反広告物の除却（簡易除却）や事業者への啓発活動などを行います。希望される団体は、電話で都市計画課へご連絡ください。

問

まちづくり部
都市計画課
☎(23)9418



担当:中島

農業委員会だより

農地等の形状変更には 事前の届出が必要です

水田のかさ上げ、切り土、水田から畑地へ転換など、農地の形状を変更しようとする時は、事前の届出が必要です。

農地の適正な管理や土砂流失による付近農地等への影響の有無を判断するため、農地等の形状変更をする場合には、農地等形状変更届出を事前に農業委員会へ提出してください。

●届出に必要なもの

- ・ 農地等形状変更届出書
- ・ 農地の全部事項証明書
- ・ 位置図
- ・ 字図
- ・ 断面図
- ・ 確約書

●提出及び問合せ先

※届出受けの締め切りは、毎月20日（休日の場合は、次の平日）

- 農業委員会事務局
☎(23)9245
- 農業委員会山内分室
☎(45)2909
- 農業委員会北方分室
☎(36)6023



担当:古川

宝くじの収益は、 地域づくりに 役立てられています

宝くじの収益は、コミュニティ（地域社会）の健全な発展のため、広く活用されています。平成22年度は、北方町北方区で浮立の太鼓等が、宝くじの助成金（一般コミュニティ助成金）を受けて整備されました。（助成金額250万円）



宝くじは豊かさ築くチカラ持ち。

宝くじは、広く社会に役立てられています。

問 政策部市民協働課

☎(23)9122